

国家予算に関する提案・要望書



- 上 段：横浜環状南線（仮称）栄 IC・JCT【令和7年度開通見込】提供：東日本高速道路（株）
- 中段（左）：相模鉄道本線連続立体交差事業（鶴ヶ峰駅付近）【令和4年度の事業認可目標】
踏切待ちをする車両や児童の列
- 中段（右）：横浜北西線【令和2年3月22日開通】
- 下段（左）：歩道がなく危険な通学路を歩く児童
- 下段（右）：二級河川帷子川の溢水による床上浸水【平成26年10月台風18号】

令和2年7月
横浜市道路局

平素から、横浜市の道路・河川行政の推進につきまして、格別のご高配とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

道路は、都市における円滑な交通を確保し、豊かで良好な市街地の形成を図るとともに、安全で安心できる市民生活と快適で機能的な都市活動を支える、最も重要な都市基盤施設です。

しかし、本市の道路は、骨格となる高速道路や幹線道路を中心に整備が不十分な状況にあります。首都圏の国際競争力を高め、横浜の経済活性化や市民生活の安全・安心の確保に向け、今後も、高速道路や幹線道路網等の整備を進め、道路ネットワークを形成する必要があります。

また、安全・安心の確保は、今や社会的要請となっており、道路・河川施設等のインフラは急速に老朽化が進行しています。道路、河川施設等の老朽化対策や耐震化を計画的に進めるとともに、生活道路・通学路の安全対策や踏切対策等の事業を推進する必要があります。

さらに、近年、頻発する大型台風や局地的集中豪雨は、住宅密集地区や都市機能・地下施設の集中する地区で発生した場合、人命に関わる被害や都市機能の麻痺など深刻な被害を引き起こすことから、さらなる治水対策の推進が必要となっています。

そこで、本市道路局では、『「チーム道路」の総力を結集させ、市民生活や横浜経済を支える強靱な都市基盤の構築や計画的な老朽化対策の実施、防災機能の強化など、安全・安心で愛される道路・河川空間づくり、災害に強いまちづくりを実現します。』を基本目標とし、目標達成とその先を見据え

- 横浜の持続的な成長・発展を支える都市基盤の整備
～都市の骨格を強固なものとし、活力あるまちへ！～
- 市民生活の安全・安心の確保
～市民生活を守り、災害に強い安全・安心なまちへ！
- 魅力あるまち・みちづくり
～魅力や利便性を向上し、愛されるまちへ！～

の3つの視点から取組を進めます。

国における令和3年度予算の編成等にあたりましては、この趣旨をおくみ取りのうえ、要望事項の具体化、実現のため、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

横浜市道路局長 乾 晋

令和3年度国家予算に関する提案・要望項目

ページ

I 道路整備事業

- | | |
|---|----------|
| 1 国の道路整備費枠の拡大と国土強靱化に向けた取組の推進 | 1 |
| 1 新たな財源の創設などによる国の道路整備費枠の拡大 | |
| 2 3か年緊急対策期間以降の予算・財源の継続的な確保 | |
| 3 国土強靱化関係事業の推進に向けた交付金制度の要件緩和 | |
| 2 高速道路の整備推進 | 2 |
| 1 横浜北西線における立替費用の支払いに伴う予算の着実な確保、並びに
国・自治体出資金の償還時期の見直しによる有料道路事業の活用 | |
| 2 横浜環状南線・横浜湘南道路及びアクセス道路の整備推進 | |
| （1）本線の早期開通に向けた整備推進 | |
| （2）横浜環状南線の脱硝装置の設置等、環境に配慮した取組の推進 | |
| （3）本線へのアクセス道路の事業費確保 | |
| 3 市内幹線道路の整備推進 | 4 |
| 1 地域高規格道路における計画路線の指定を含む整備推進に向けた支援 | |
| 2 子供の移動経路における交通安全対策に資する幹線道路整備に対する支援 | |
| 3 幹線道路ネットワーク整備に対する支援の拡充 | |
| 4 横浜市内の渋滞ボトルネック対策の推進 | |
| 4 防災・安全交付金事業及び社会資本整備総合交付金事業の
所要額確保及び制度拡充 | 5 |
| 1 防災・安全交付金事業及び社会資本整備総合交付金事業の所要額確保 | |
| （1）完了間近で早期に整備効果が発現する路線 | |
| （2）土地区画整理事業等と一体整備が必要な路線の整備 | |
| 2 防災・安全交付金事業及び社会資本整備総合交付金事業における重点配分
事業への対象拡大 | |
| ・バリアフリー基本構想に基づく事業 | |
| 5 踏切の安全対策の推進 | 6 |
| 1 相模鉄道本線（鶴ヶ峰駅付近）の早期事業化に向けた着工準備費の確保 | |
| 2 踏切道改良促進法に基づき指定された踏切の対策推進 | |
| （1）早期整備に向けた事業費の確保 | |
| （2）自治体負担の軽減が図れるような制度検討の実施 | |

6 無電柱化の推進	8
・無電柱化の推進に向けた継続的な財源の確保と低コスト手法の普及・実用化		
7 地震火災対策の推進	9
・延焼遮断帯の形成に資する泥亀釜利谷線等の事業費の確保		
8 直轄国道と補助国道の整備推進	10
1 直轄国道の整備推進		
・一般国道1号戸部付近の歩道整備、一般国道246号荏田付近の現道拡幅、一般国道16号屏風ヶ浦交差点の改良、一般国道357号八景島一夏島区間、烏浜町交差点の着実な整備の推進及び未着手区間の事業化		
2 補助国道の整備推進に向けた支援		
・一般国道1号保土ヶ谷橋工区の着実な事業費確保と、不動坂工区など一定の交通量を超える区間の整備に対する個別補助制度の創設		
3 重要物流道路の指定		
・補助国道及び市内幹線道路網に対する重要物流道路の指定		

II 河川整備事業

9 河川改修事業の推進及び防災・安全交付金の制度拡充	12
1 河川改修事業の推進		
(1) 防災・安全交付金事業の所要額確保		
(2) 今井川における大規模特定河川事業を適用した個別補助化		
(3) 準用河川改修事業に係る交付金の制度緩和		
2 防災・安全交付金の制度拡充		
(1) 護岸長寿命化に係る交付金の制度拡充		
(2) 河川環境に係る交付金の制度拡充		

1 道路整備事業

1 国の道路整備費枠の拡大と国土強靱化に向けた取組の推進

要望事項

- 1 新たな財源の創設などによる国の道路整備費枠の拡大
- 2 3か年緊急対策期間以降の予算・財源の継続的な確保
- 3 国土強靱化関係事業の推進に向けた交付金制度の要件緩和

1 国の道路整備費枠の拡大

「国民の安全・安心の確保」、「力強く持続的な経済成長の実現」等のため、真に必要な道路整備の推進に向けた、新たな財源の創設を検討するなど、これまで以上に国の道路整備費枠を拡大することを要望します。

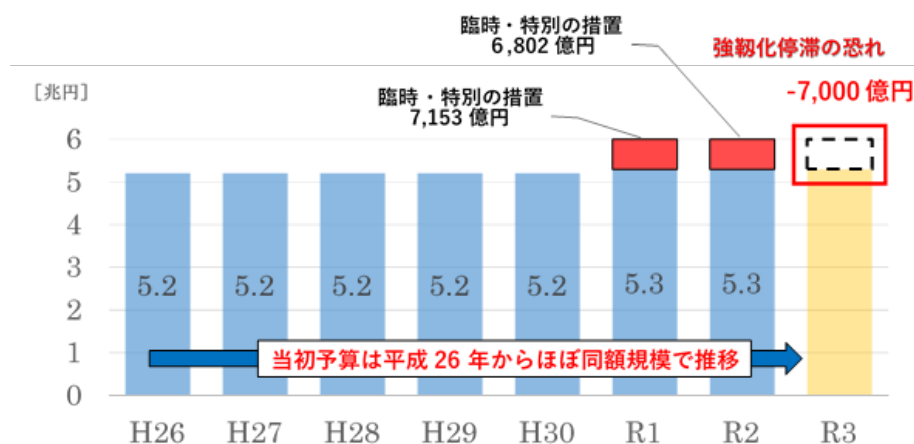
2 3か年緊急対策期間以降の予算・財源の継続的な確保

国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持の観点から、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が平成30年度から令和2年度まで実施されています。引き続き国土強靱化対策を推進するため、3か年緊急対策期間終了後の令和3年度以降の予算・財源の確保が必要です。

3 国土強靱化関係事業の推進に向けた交付金制度の要件緩和

国土強靱化に関する交付金制度は、災害時にも地域の輸送等を支える道路整備のうち3年以内に効果発現する道路事業が重点要件となっているため、真に必要な事業が対象外となっています。国土強靱化関係事業の推進に向け、社会資本総合整備計画の計画期間として認められている5年となるよう、交付金制度の対象要件延長することを要望します。

【参考】公共事業関係費（国土交通省関係）当初予算の推移



所管の省庁課／要望事項 「道路整備費枠の拡大」 国土交通省 道路局 企画課

提案の担当 計画調整部事業推進課長 森田 真郷 TEL 045-671-2937

1 道路整備事業

2 高速道路の整備推進

要望事項

- 1 横浜北西線における立替費用の支払いに伴う予算の着実な確保、並びに国・自治体出資金の償還時期の見直しによる有料道路事業の活用
- 2 横浜環状南線・横浜湘南道路及びアクセス道路の整備推進
 - (1) 本線の早期開通に向けた整備推進
 - (2) 横浜環状南線の脱硝装置の設置等、環境に配慮した取組の推進
 - (3) 本線へのアクセス道路の事業費確保

1 横浜北西線

横浜北西線における立替費用の支払いに伴う予算の着実な確保、並びに国・自治体出資金の償還時期の見直しによる有料道路事業の活用を要望します。

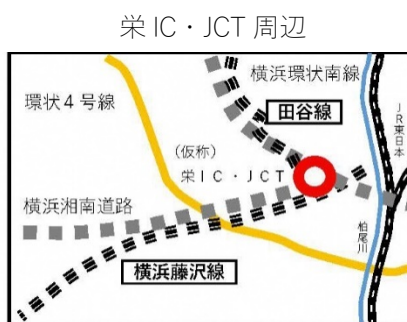
2 横浜環状南線・横浜湘南道路及びアクセス道路

- (1) 横浜環状南線及び横浜湘南道路は、圏央道の西側区間で唯一の未整備区間であり、経済の好循環をもたらす圏央道の整備効果を十分に発揮するため、早期開通に向けた整備推進を要望します。
- (2) 横浜環状南線の整備では、脱硝装置の設置等、環境に配慮した取組の推進を要望します。
- (3) 本線へのアクセス道路（主要地方道原宿六ツ浦、市道下倉田第406号線、横浜藤沢線、環状3号線）の整備に係る事業費の着実な確保を要望します。

【横浜環状南線・横浜湘南道路 関連街路位置図】



【環状3号線】



【市道下倉田第406号（田谷線）】

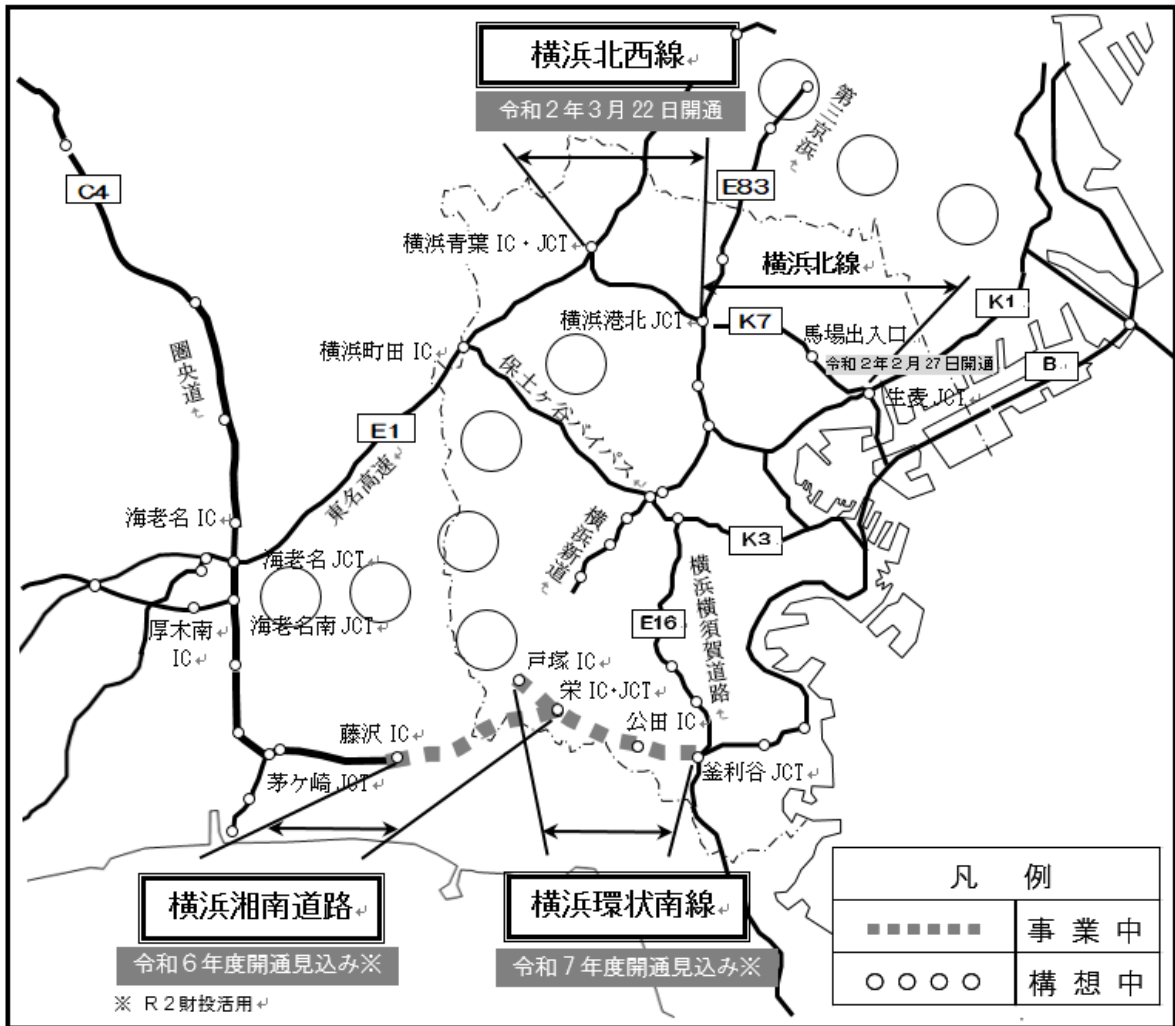
【横浜藤沢線】



【主要地方道原宿六ツ浦

（上郷公田線）】

【横浜市高速道路広域図】



所管の省庁課／要望事項

- | | | |
|---|---------------|---|
| 1 | 横浜北西線 | 国土交通省 道路局 企画課、高速道路課
都市局 街路交通施設課 |
| 2 | 横浜環状南線・横浜湘南道路 | 国土交通省 道路局 企画課、国道・技術課
環境安全・防災課、高速道路課
都市局 街路交通施設課 |

提案の担当	計画調整部事業推進課長	森田 真郷	TEL	045-671-2937
	横浜環状道路調整課長	青木 隆浩	TEL	045-671-3985
	横浜環状道路調整担当課長	小島 岳生	TEL	045-671-2734
	横浜環状道路調整担当課長	木村 修平	TEL	045-671-2889

1 道路整備事業

3 市内幹線道路の整備推進

要望事項

- 1 地域高規格道路における計画路線の指定を含む整備推進に向けた支援
- 2 子供の移動経路における交通安全対策に資する幹線道路整備に対する支援
- 3 幹線道路ネットワーク整備に対する支援の拡充
- 4 横浜市内の渋滞ボトルネック対策の推進

1 地域高規格道路における計画路線の指定を含む整備推進に向けた支援

地域高規格道路として整備を目指す横浜北部放射幹線道路（羽沢池辺線）及び横浜藤沢線について、計画路線の指定を含む整備推進への支援を要望します。

2 子供の移動経路における交通安全対策に資する幹線道路整備に対する支援

子供の移動経路である生活道路に流入する通過交通を幹線道路に転換するため、交通安全対策に資する山下長津田線（鴨居地区）や桜木東戸塚線（平戸地区）の整備推進への支援を要望します。

3 幹線道路ネットワーク整備に対する支援の拡充

国や県、指定都市で構成する「渋滞ボトルネック検討ワーキング」や「移動性向上委員会」を通じ、渋滞対策の取組を推進していますが、横浜市内の道路はいまだに混雑している状況です。混雑の根本的な解消に向けて、渋滞対策に資する幹線道路ネットワーク整備を国の重点施策の対象とすることを要望します。

4 横浜市内の渋滞ボトルネック対策の推進

一般国道1号（横浜新道～藤沢バイパス間）の渋滞対策や、第三京浜保土ヶ谷PA付近における横浜方面の出入口設置、横浜新道の付加車線設置のため、所要の調査設計等の推進を要望します。また、「首都圏の新たな高速道路料金」について、横浜港に係る物流の効率化等の観点も含め、引き続き効果や影響を検証するとともに、激変緩和措置の長期継続を要望します。

所管の省庁課／要望事項

- 1 地域高規格道路における計画路線の指定を含む整備推進に向けた支援
- 2 子供の移動経路における交通安全対策に資する幹線道路整備に対する支援
- 3 幹線道路ネットワーク整備に対する支援の拡充
- 4 横浜市内の渋滞ボトルネック対策の推進

国土交通省 道路局 企画課 環境安全・防災課
都市局 街路交通施設課

提案の担当	計画調整部事業推進課長	森田 真郷	TEL 045-671-2937
	計画調整部企画課長	桐山 大介	TEL 045-671-2746
	横浜環状道路調整課長	青木 隆浩	TEL 045-671-3985

1 道路整備事業

4 防災・安全交付金事業及び社会資本整備総合交付金事業の所要額確保及び制度拡充

要望事項

1 防災・安全交付金事業及び社会資本整備総合交付金事業の所要額確保

- (1) 完了間近で早期に整備効果が発現する路線
- (2) 土地区画整理事業等と一体整備が必要な路線の整備

2 防災・安全交付金事業及び社会資本整備総合交付金事業における重点配分事業への対象拡大

- ・バリアフリー基本構想に基づく事業

1 防災・安全交付金事業及び社会資本整備総合交付金事業の所要額確保

- (1) 完了間近の路線である鴨居上飯田線（本宿・二俣川地区）等、早期に整備効果が発現する路線について、所要額確保を要望します。
- (2) 東京丸子横浜線（綱島地区）については、土地区画整理事業に合わせた一体的な整備を進めるための所要額確保を要望します。

2 防災・安全交付金事業及び社会資本整備総合交付金事業における重点配分事業への対象拡大

横浜市ではバリアフリー基本構想に基づき道路特定事業計画を策定し、積極的に整備を進めてきました。計画総延長約 66km に対して整備率は 7 割程度に達していますが、近年は国費の配分が少ないため、年間 2 km 程度の整備に留まっています。また、バリアフリーへのニーズの高まりに伴い毎年新たに計画を策定しており、計画延長は毎年 5 km 以上増加しています。このため現在事業中の 13 地区中、8 地区が計画期間の 5 年を超過しており、現在の配分状況ではさらに進捗が遅れ、整備率が下がっていくこととなります。バリアフリー化は急務であり重点的な支援を要望します。

所管の省庁課／要望事項

- 1 防災・安全交付金事業及び社会資本整備総合交付金事業の所要額確保
- 2 防災・安全交付金事業及び社会資本整備総合交付金事業における重点配分事業への対象拡大

国土交通省 道路局 企画課 環境安全・防災課
都市局 街路交通施設課
住宅局 市街地建築課

提案の担当	計画調整部事業推進課長	森田 真郷	TEL 045-671-2937
	計画調整部企画課長	桐山 大介	TEL 045-671-2746
	道路部施設課バリアフリー対策等担当課長	松本 英之	TEL 045-671-3559

1 道路整備事業

5 踏切の安全対策の推進

要望事項

- 1 相模鉄道本線(鶴ヶ峰駅付近)の早期事業化に向けた着工準備費の確保
- 2 踏切道改良促進法に基づき指定された踏切の対策推進
 - (1) 早期整備に向けた事業費の確保
 - (2) 自治体負担の軽減が図れるような制度検討の実施

1 相模鉄道本線(鶴ヶ峰駅付近)の早期事業化に向けた着工準備費の確保

相模鉄道本線(鶴ヶ峰駅付近)は、除却対象踏切 10 か所すべてが「踏切道改良促進法」で指定された踏切であり、早急かつ計画的に対策を推進することが不可欠です。平成 30 年度から事業化に向けた都市計画や環境影響評価等の手続きを進めており、令和 4 年度の事業認可取得を目指しています。早期事業化に向けて都市計画や環境影響評価の手続等を円滑に進めるため、着工準備費の確保を要望します。

2 踏切道改良促進法に基づき指定された踏切の対策推進

- (1) 「踏切道改良促進法」に基づき指定された踏切は、連続立体交差化や踏切拡幅などにより期限を定めて対策することが求められています。早期整備の推進に必要な、安定的な事業費の確保を要望します。
- (2) 現行制度では改良に伴い自治体に多くの負担が生じていることから、対策推進には自治体負担の軽減が図れるような制度検討を要望します。

課題

- ① 法指定踏切に対し集中的に対策を実施することとなり、**事業費確保が必要。**
- ② 現制度では、踏切改良等や連続立体交差事業に係る事業費の大半は、自治体が負担することが要綱^{※1}で規定されており、**自治体に多くの事業費負担が発生。**

【例】 鉄道（複線）と道路（2車線以下）が交差する、踏切道（1種自動）を除却する場合

	鉄道事業者	工事計画者（自治体）
費用負担	1 2 百万 ^{※2}	残余費用

※1 踏切：「道路と鉄道との交差に関する協議等に係る要綱」

連立：「都市における道路と鉄道との連続立体交差化に関する要綱」

※2 総事業費によらず、費用負担額が要綱で固定されている（平成15年施行より改定無し）

●相模鉄道本線（鶴ヶ峰駅付近）連続立体交差事業

平成30年度から事業化に向けた手続き等を進めていますが、地元等から早期事業着手の要望が出されていることから、令和4年度の事業認可取得を目指しています。

【検討区間】西谷駅～二俣川駅 約2.8km

【踏切除却数】10箇所（うち開かずの踏切5箇所）



踏切待ちによる救急活動支障状況



踏切による慢性的な渋滞状況

●踏切道改良促進法に基づき指定された踏切の対策推進

横浜市では「踏切安全対策実施計画」に基づき安全対策を進めていますが、実施計画に位置付けた踏切は踏切道改良促進法に基づき指定されています。今後、計画的かつ着実な対策推進が必要です。

所管の省庁課／要望事項

- 1 連続立体交差事業の推進
- 2 踏切道改良促進法に基づき指定された踏切の対策推進

国土交通省 道路局 企画課、路政課、環境安全・防災課
都市局 街路交通施設課

提案の担当 建設部建設課鉄道交差調整担当課長 栗本 高史 TEL 045-671-2757

1 道路整備事業

6 無電柱化の推進

要望事項

無電柱化の推進に向けた継続的な財源の確保と低コスト手法の普及・実用化

無電柱化は、都市の防災力の向上、良好な都市景観の形成や観光振興、安全で快適な歩行空間の確保の観点から、取組をより一層推進していく必要がある一方で、整備コストの高さや、幅員の狭い道路への導入が困難なこと等が、無電柱化が進まない主な要因としてあげられます。限られた予算で早期に無電柱化を進めるために、直接埋設や小型ボックス活用埋設等の省スペース化と低コスト化が図れる手法の普及・実用化を要望します。

また、無電柱化の推進に関する法律に基づく無電柱化推進計画の期間が平成 30 年度から令和 2 年度までとなっています。引き続き無電柱化を推進するために、令和 3 年度以降も継続的な財源確保を要望します。

<横浜市の無電柱化の推進の取り組み>

- 「道路法第 37 条に基づく緊急輸送路における新たな電柱の占用制限」(平成 29 年 4 月 1 日施行)
防災上の観点から、地震等の災害が発生した場合における緊急輸送路や避難路としての機能を確保するため、全国に先駆け、新たな電柱の占用制限を開始しました。第 1 次緊急輸送路の全線と第 2 次緊急輸送路の一部に加え、事業中の都市計画道路も対象としました。
- 「道路占用許可基準の改正による電線類の埋設深さの基準の緩和」(平成 29 年 4 月 1 日施行)
国の「電線等の埋設に関する設置基準」の改正を参考に道路占用基準を改正しました。埋設深さを浅くすることで事業コストの縮減を図ります。
- 「横浜市無電柱化推進計画」(平成 30 年 12 月策定)
今後 10 年で取り組む目標を設定するとともに、無電柱化の推進に向けた施策等を定め、無電柱化を推進していきます。
- 「無電柱化の日(11月10日)の啓発」
イベント等にて、無電柱化の広報 PR 活動を行っています。

所管の省庁課／要望事項

無電柱化の推進

国土交通省 道路局 企画課 環境安全・防災課
都市局 街路交通施設課

提案の担当

計画調整部企画課長 桐山 大介 TEL 045-671-2746

1 道路整備事業

7 地震火災対策の推進

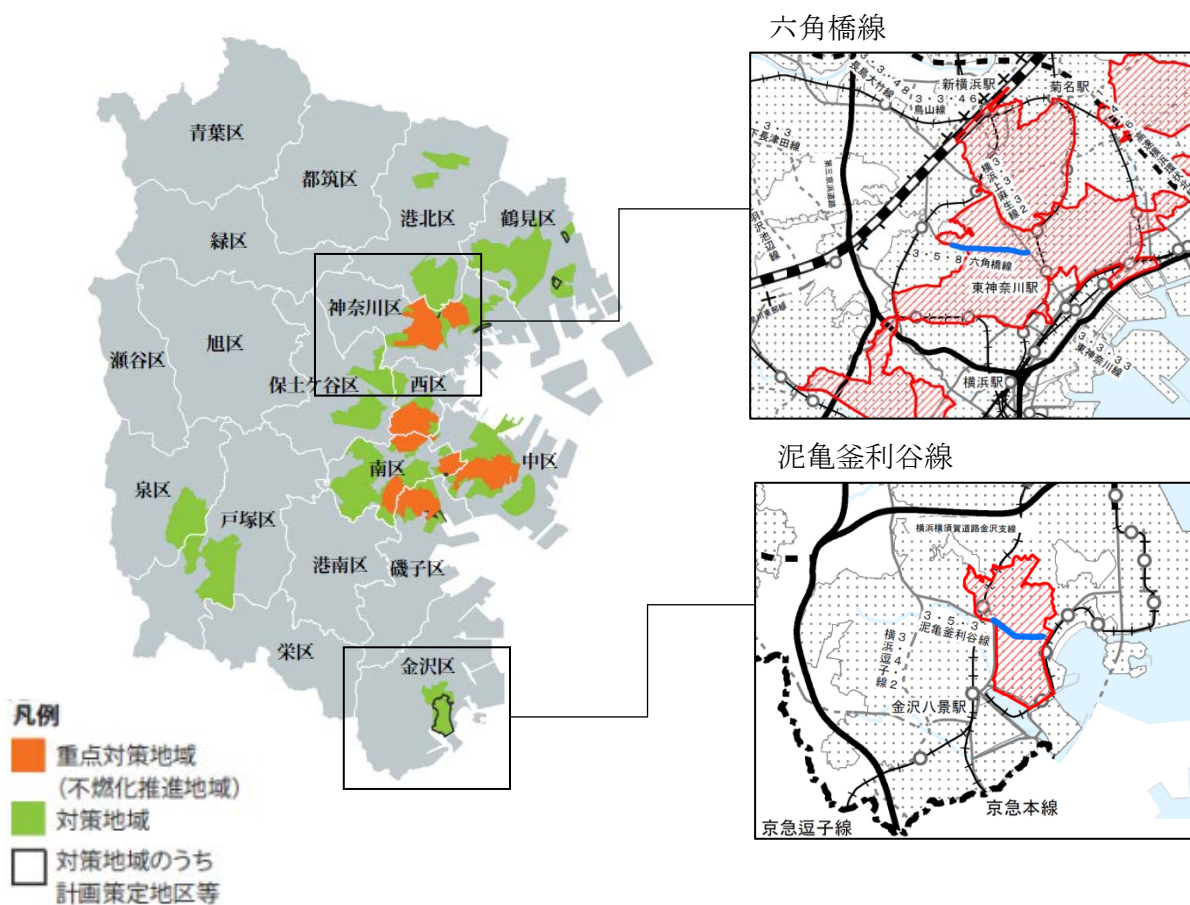
要望事項

延焼遮断帯の形成に資する泥亀釜利谷線等の事業費の確保

横浜市では、大規模災害時の火災被害の軽減に向け制定した「横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針」において、重点的に対策を実施する地域を「対象地域」として絞り込みました。この中で、延焼遮断帯の早期形成の観点等から、整備を推進する都市計画道路を「地震火災対策重点路線」として位置づけています。

平成30年度に事業化した泥亀釜利谷線の着実な整備に向けて、必要となる事業費の確保を要望します。

【横浜市地震火災対策方針対象地域】



所管の省庁課／要望事項

地震火災対策の推進

国土交通省 住宅局 市街地建築課 市街地住宅整備室

提案の担当

計画調整部事業推進課長 森田 真郷 TEL 045-671-2937

1 道路整備事業

8 直轄国道と補助国道の整備推進

要望事項

1 直轄国道の整備推進

- ・一般国道1号戸部付近の歩道整備、一般国道246号荏田付近の現道拡幅、一般国道16号屏風ヶ浦交差点の改良、一般国道357号八景島―夏島区間、鳥浜町交差点の着実な整備の推進及び未着手区間の事業化

2 補助国道の整備推進に向けた支援

- ・一般国道1号保土ヶ谷橋工区の着実な事業費確保と、不動坂工区など一定の交通量を超える区間の整備に対する個別補助制度の創設

3 重要物流道路の指定

補助国道及び市内幹線道路網に対する重要物流道路の指定

1 直轄国道の整備推進

一般国道1号戸部付近は歩道の幅員が狭い箇所があること、また、一般国道246号荏田付近の歩道整備・右折レーン設置、一般国道16号屏風ヶ浦交差点の右折レーン設置は、安全性・快適性の向上に地元からの期待が非常に大きいことから、事業効果の早期発現が図られるよう、着実な整備推進を要望します。

一般国道357号は、本市臨海部における広域的な交通ネットワークの形成、物流の効率化に資する重要な路線です。八景島―夏島区間は国道16号の混雑緩和による本市南部地域の交通円滑化に繋がるため、地元関係者との十分な調整を図りつつ、着実な整備推進を要望します。また、主要渋滞箇所となっている鳥浜町交差点の左折レーン設置は、地元からの期待が大きいことから、都市計画に基づいた着実な推進を要望します。

2 補助国道の整備推進に向けた支援

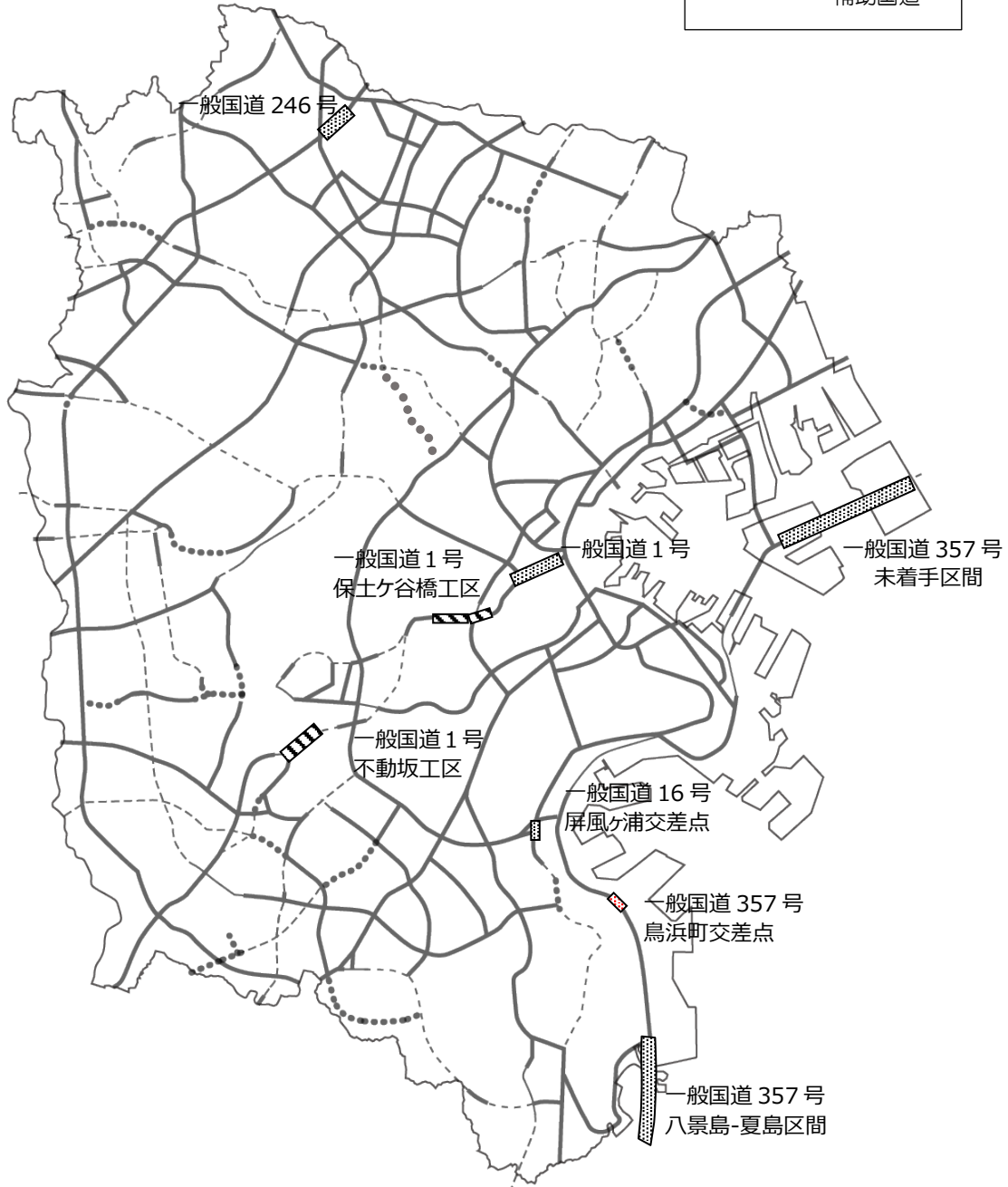
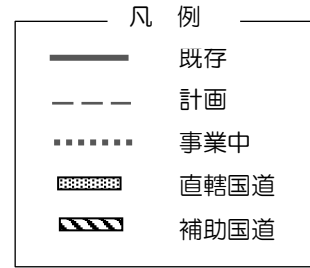
一般国道1号保土ヶ谷橋工区は、横浜港と内陸南部工業地域の相互機能強化を目的に、横浜港と連携して道路整備を進めているため、着実な事業費の確保を要望します。

また、不動坂工区は26,000台/日もの交通量がある本市の主要な渋滞箇所に挙げられており、物流の円滑化による生産性向上に向けた渋滞解消が急務です。このような一定の交通量を超える重要な補助国道の整備推進には、個別補助制度の創設を要望します。

3 重要物流道路の指定

補助国道及び市内幹線道路網は、直轄国道とあわせて平常時・災害時を問わず安定的かつ安全・円滑に利用可能な物資輸送網として機能する必要がありますが、整備が遅れている状況です。このことを踏まえ、補助国道や、骨格となる市内幹線道路網に対する重要物流道路の指定を要望します。

●横浜市幹線道路網



所管の省庁課／要望事項

- 1 直轄国道の整備推進
- 2 補助国道の整備推進に向けた支援
- 3 重要物流道路の指定

国土交通省 道路局 企画課 国道・技術課
環境安全・防災課

提案の担当	計画調整部事業推進課長	森田 真郷	TEL 045-671-2937
	計画調整部企画課長	桐山 大介	TEL 045-671-2746

II 河川整備事業

9 河川改修事業の推進及び防災・安全交付金の制度拡充

要望事項

1 河川改修事業の推進

- (1) 防災・安全交付金事業の所要額確保
- (2) 今井川における大規模特定河川事業を適用した個別補助化
- (3) 準用河川改修事業に係る交付金の制度緩和

2 防災・安全交付金の制度拡充

- (1) 護岸長寿命化に係る交付金の制度拡充
- (2) 河川環境に係る交付金の制度拡充

1 河川改修事業の推進

(1) 防災・安全交付金事業の所要額確保

本市では、時間降雨量約 50mm に対応するため、都市基盤河川改修事業及び準用河川改修事業によって市内 28 河川を対象に河川改修を進めています。

現在の改修状況は、17 河川が完了し、護岸整備率で 89.5%に達しておりますが、今井川で 69.5%、帷子川で 69.6%など、整備率が低い河川の未整備箇所では、台風による家屋への浸水被害や河岸崩落等が発生しており、早急な対策が必要です。

個別補助制度が創設・拡充され、活用を検討していますが、適用対象とならない事業区間も多くあるため、引き続き、防災・安全交付金による所要額確保を要望します。

(2) 今井川における大規模特定河川事業を適用した個別補助化

二級河川今井川の未改修区間である一般国道 1 号との交差箇所は、狭窄部となっており、過去に浸水被害が発生しています。これまでも交付金により河川改修を優先的に実施してきましたが、早期に治水安全度を向上させるためには個別補助化が必要です。

当該箇所は、橋梁の架け替えを伴う一般国道 1 号の道路拡幅事業が個別補助事業として採択されました。河川事業としても計画的・集中的な投資が必要な区間のため、大規模特定河川事業としての適用を要望します。

(3) 準用河川改修事業に係る交付金の制度緩和

本市河川に隣接した土地には、住宅や商業施設、鉄道が密集し、河川改修を進めるには、都市部特有の高額な用地費や物件補償等により事業費が増大します。

このため、都市部における準用河川改修事業は、現在の交付要領の上限額では事業費が不足しており、都市河川の事情を勘案した総事業費枠の拡大を要望します。

【河川改修事業の推進】

- 大規模特定河川事業の事業箇所
- 平成26年台風18号による被害箇所

かたびら ○帷子川



河川の溢水による床上浸水（川井橋）



河川の溢水による通学路の浸水（学校橋）

あくわ ○阿久和川



河川の溢水による床上浸水（橋際橋周辺）



いまい ○今井川



鉄道脇の河岸崩落
(JR東海道線、横須賀線)



河川の狭窄部(保土ヶ谷橋上流)

今井川大規模特定河川事業
(横浜市保土ヶ谷区岩井町)
要望箇所

2 防災・安全交付金の制度拡充

(1) 護岸長寿命化に係る交付金の制度拡充

河川法第 16 条の 3 の協議に基づき維持を行っている都市基盤河川を含め、本市施工の河川護岸の約 57%にあたる約 98km が、改修後 30 年以上経過しております。都市部を流れる河川においては、老朽化等により一度護岸が崩落すると市民の生命や財産に甚大な被害をもたらすことになるため、河川施設の老朽化対策として、護岸の予防保全対策（長寿命化計画）を実施しています。公共施設等適正管理推進事業債が拡充され、河川管理施設の長寿命化を図る地方単独事業も対象となりましたが、都市河川における対策事業費は膨大となるため、交付金の措置が必要です。特定構造物改築事業の対象施設に護岸、河床を含める等、制度拡充を要望します。



【老朽化による護岸崩落】
主要地方道環状 2 号線と並行する護岸（平戸永谷川）



【老朽化による護岸崩落】（大岡川）

(2) 河川環境に係る交付金の制度拡充

本市では、瀬や淵を設ける低水路整備など自然に配慮した川づくりにより、市民に親しまれ、環境教育の場ともなっている良好な河川環境の整備と保全を進めてきました。

市民と協働で維持に努めていますが、既存施設は自然施設ゆえの経年変化等により、河川利用上の安全・安心に係る再整備が必要です。統合河川環境整備事業に再整備を含める等、制度拡充を要望します。



【浸食された低水路】（平戸永谷川）

所管の省庁課／要望事項

- 1 「河川改修事業の推進」
- 2 「防災・安全交付金の制度拡充」

国土交通省 水管理・国土保全局

水政課 河川計画課 河川環境課 治水課

提案の担当

河川部河川事業課長
河川企画課長

米多 満芳 TEL045-671-3981
樽川 正弘 TEL045-671-2818

横浜市道路局事業推進課

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

(市庁舎22階)

TEL 045 (671) 4306

